

# 水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務の 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託業務概要

- (1) 委託業務名 : 水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託
- (2) 履行期間 : 契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 15 日
- (3) 委託料 : 次の額を上限額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
55,285,200 円  
（年割額：平成 26 年度 15,000,000 円、平成 27 年度 残額）
- (4) 委託業務内容 : 別紙仕様書によるものとする。

## 3 対象事業の概要

- (1) 対象事業の計画地  
水戸市下入野町字南散野地内
- (2) 対象施設
  - ア 新清掃工場
    - ① ごみ焼却施設
      - ・処理能力 約 370 t / 日 （123.4t/日×3 炉）
      - ・処理方式 ストーカ方式（主灰の有効活用に資する設備を含む。）、  
ガス化熔融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれか
    - ② リサイクルセンター
      - ・処理能力 約 60 t / 日 （燃えないごみ 20t/日、資源物 40t/日）
      - ・処理方式 燃えないごみ：破碎及び選別  
資源物 : 選別、圧縮及び梱包
  - イ 最終処分場
    - ・埋立容量 約 128,000 m<sup>3</sup>
    - ・埋立対象物 飛灰固化物及び不燃破碎残渣
    - ・施設の形状 被覆型最終処分場

※ なお、対象施設の処理能力等については、今後、施設整備の実施方針を策定する中で精査し、決定することとする。

## 4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日（平成 26 年 7 月 16 日）現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (3) 公告日（平成 26 年 7 月 16 日）現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日（平成 26 年 7 月 16 日）現在において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 水戸市（以下「本市」という。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であること。
- (6) 過去 10 年間（平成 16 年 4 月から平成 26 年 3 月）において、本業務と同種業務の元請としての完了実績が 1 件以上あること（同種業務の実績は、8 (3) ウ①に示すとおりとする。）。
- (7) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門に限る。）を行っている者であること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者については、同種業務の完了実績を有するとともに、衛生工学部門又は総合技術監理部門（廃棄物管理に関するものに限る。）の技術士資格を保有する技術者を自社において選任できること。

## 5 委託業者選定手続きのスケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

| 項目                      | 期日又は期間   |
|-------------------------|--|
| 実施要領等の公表                | 平成 26 年 7 月 16 日（水）                            |
| 参加表明書の提出期間              | 平成 26 年 7 月 16 日（水）から<br>平成 26 年 7 月 29 日（火）まで |
| 質問書の受付期間                | 平成 26 年 7 月 16 日（水）から<br>平成 26 年 8 月 4 日（月）まで  |
| 質問書に対する回答書の公表           | 平成 26 年 8 月 8 日（金）                             |
| 技術提案書の提出期間              | 平成 26 年 8 月 11 日（月）から<br>平成 26 年 8 月 20 日（水）まで |
| プレゼンテーション及び<br>ヒアリングの実施 | 平成 26 年 8 月 27 日（水）                            |
| 評価結果の通知                 | 平成 26 年 8 月 28 日（木）                            |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 見積合わせ及び契約 | 平成 26 年 9 月中旬頃 |
|-----------|----------------|

## 6 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を作成し、提出すること。  
提出書類の種類と部数は、以下に示すとおりとする。

- |  |                 |
|--|-----------------|
| (1) 参加表明書 (第 1 号様式)  | 1 部             |
| (2) 技術提案書 (第 2 号～第 12 号様式, 任意様式)   |                 |
| ア 技術提案提出書 (第 2 号様式)  | 10 部            |
| イ 会社概要 (第 3 号様式)   | 10 部            |
| ウ 同種業務実績 (第 4 号様式)   | 10 部            |
| エ 業務実施体制 (第 5 号様式)   | 10 部            |
| オ 管理技術者の経歴, 業務実績 (第 6 号様式)   | 10 部            |
| カ 照査技術者の経歴, 業務実績 (第 7 号様式)   | 10 部            |
| キ 担当技術者の経歴, 業務実績 (第 8 号様式)   | 10 部            |
| ク 技術提案   |                 |
| ① 特定テーマ 1 「業務の実施方針」に関する技術提案<br>(第 9 号様式)                                       | 10 部            |
| ② 特定テーマ 2 「業務の実施手法及び実施スケジュール」<br>に関する技術提案 (第 10 号様式)                           | 10 部            |
| ③ 特定テーマ 3 「ごみ焼却施設における複数の処理方式を<br>公平・公正に評価する上での課題, 対応策等」に関する<br>技術提案 (第 11 号様式) | 10 部            |
| ④ 特定テーマ 4 「予定価格の設定方法に関する課題, 対応策等」<br>に関する技術提案 (第 12 号様式)                       | 10 部            |
| ケ 参考見積書 (任意様式)   | 原本 1 部, コピー 1 部 |

## 7 技術提案書の綴じ方

- (1) 第 2 号様式から第 12 号様式までを左 2 箇所ホッチキス留めとし, 10 部提出するものとする (A 3 版の様式は J I S ファイル折りで A 4 とする)。
- (2) 参考見積書 (任意様式) は, 調印した原本 1 部と, コピー 1 部を提出するものとする。

## 8 提出書類作成上の留意事項

- (1) 基本事項
  - ア 提出書類は別紙様式に基づき作成すること。
  - イ 用紙の大きさは A 4 版を基本とし, 余白は上 24mm, 下 24mm, 左 25mm, 右 20mm とし, 文字の大きさはワープロソフト使用の場合, 10.5 ポイント程度の大きさとする。ただし, 図表等に用いる文字の大きさは対象外とする。
  - ウ 技術提案書を受領した後の提案内容の追加, 修正及び再提出は認めない。ただし, プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については, 技術提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。なお, パワーポイントで説明す

る内容を資料として配布する場合、10部用意することとする。

エ 技術提案書（第9, 10, 11, 12号様式に限る。）については、会社が特定できる社名、ロゴ等は記入しないこととする。

(2) 参加表明書（第1号様式）

ア 記名及び押印の上、平成26年7月29日（火）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は必着）

イ 参加表明書提出後の辞退については、技術提案書提出前又は技術提案書の提出期限前において自由とするが、本市宛に辞退する旨の届出書（任意様式）を提出すること。

(3) 技術提案書（第2号～第12号様式、任意様式）

ア 技術提案提出書（第2号様式）

記名及び押印の上、提出すること。

イ 会社概要（第3号様式）

① 廃棄物分野の技術士は、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士の資格（衛生工学部門又は総合技術監理部門（廃棄物管理に関するものに限る。））を保有している人数を記入すること。（技術士補は衛生工学部門に限る。）

② 記載は1頁以内とする。

ウ 同種業務実績（第4号様式）

① 過去10年間（平成16年4月から平成26年3月）の地方公共団体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設を対象とする「DBO事業のアドバイザー（発注支援）業務」の完了実績を有すること。なお、事業者の選定・審査の委員としての実績及び長期包括的運営委託（運転・維持管理のみの委託）の実績は含まないこと。

② 同種業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

③ 同種業務実績の記載については、1頁に3件とし、9件（3頁）を上限とする。

④ 業務概要は、同種業務実績を満たすことが分かるよう具体的に記述すること。

エ 業務実施体制（第5号様式）

① 業務担当者は、配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者の全てを記載すること。その際、必要に応じて枠を追加すること。

② 保有資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。

③ 記載は2頁以内とする。

オ 管理技術者の経歴、業務実績（第6号様式）

① 同種業務実績：過去10年間（平成16年4月から平成26年3月）の地方公共団体が発注した「DBO事業のアドバイザー（発注支援）業務」の完了実績を有すること。なお、業務実績の内容はウ①と同様とする。

② 保有資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。

③ 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

④ 業務概要は、同種業務実績を満たすことが分かるよう具体的に記述すること。

⑤ 記載は1頁以内とする。

カ 照査技術者の経歴、業務実績（第7号様式）

① 同種業務実績：オ①と同様とする。

② 保有資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。

- ③ 業務概要は、同種業務実績を満たすことが分かるよう具体的に記述すること。
- ④ 記載は1頁以内とする。

キ 担当技術者の経歴、業務実績（第8号様式）

- ① 担当技術者については、中間処理施設、最終処分場、財務、法務等の担当業務ごとに記載すること。

なお、施設担当技術者については、中間処理施設及び最終処分場に係る設計、要求水準書（発注仕様書を含む。）の作成業務等の実績を記載すること。

- ② 保有資格を証明する書類を添付すること。
- ③ 業務概要は、業務実績を満たすことが分かるよう具体的に記述すること。
- ④ 必要に応じてページを追加すること。

ク 特定テーマに関する技術提案

各様式につき以下に指定するページ以内とする。

なお、A4版片面を1頁と数え、A3版片面1頁はA4版片面2頁分と数えること。

- ① 特定テーマ1「業務の実施方針」（第9号様式）
  - ・ 3頁以内とすること。
  - ・ 業務の実施方針について提案すること。
- ② 特定テーマ2「業務の実施手法及び実施スケジュール」（第10号様式）
  - ・ 3頁以内とすること。
  - ・ 別紙仕様書「第2章業務内容」における各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて提案すること。
  - ・ 本業務を遂行するに当たっての課題及び対処方法について提案すること。
  - ・ 本市は平成27年中に新ごみ処理施設整備・運営事業者と契約することとしており、スケジュール上で重要となるポイント及び課題を示し、早期契約実現のための対処方法について提案すること。
- ③ 特定テーマ3「ごみ焼却施設における複数の処理方式を公平・公正に評価する上での課題、対応策等」（第11号様式）
  - ・ 3頁以内とすること。
  - ・ 本事業におけるごみ焼却施設の処理方式が、ストーカ方式（主灰の有効活用に資する設備を含む。）、ガス化溶融方式（シャフト式）又はガス化溶融方式（流動床式）のいずれかと定めていることから、異なる処理方式を公平・公正に評価するための課題、対応策等について提案すること。
- ④ 特定テーマ4「予定価格の設定方法に関する課題、対応策等」（第12号様式）
  - ・ 3頁以内とすること。
  - ・ 予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させることが必要となるが、今後、労務単価の上昇、資材高騰等が懸念されることから、これらの影響を考慮した予定価格の設定方法に関する課題、対応策等について提案すること。

ケ 参考見積書（任意様式）

本業務における参考見積書を別紙見積項目に基づき提出すること。

また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書を提出すること。その際、消費税は含まないものとする。積算方法は国土交通省設計業務等標準積算基準を用いること。

## 9 書類の提出先等

- (1) 提出先 : 水戸市市民環境部ごみ対策課新ごみ処理施設整備室  
茨城県水戸市中央 1-4-1  
電話 : 029-232-9114
- (2) 提出期限  
ア 参加表明書 : 平成 26 年 7 月 29 日 (火) 午後 5 時まで (必着)  
イ 技術提案書 : 平成 26 年 8 月 20 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
- (3) 提出に当たっての留意事項  
ア 受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。  
イ 提出方法は、持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類の受領  
ア 受領する際には、提出書類確認書にて書類の不備等について確認することとする。  
イ 提出書類に不備等がある場合は、原則として受領することができないので、改善の上、所定の様式に従って提出すること。  
ウ 提出書類を持参する場合は、受領時に提出書類に不備等がないことを確認した上で、提出書類受領確認書を交付する。  
郵送の場合は、受領時に提出書類に不備等がないことを確認した上で、FAXにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、直ちに事務局に連絡すること。

## 10 業務内容に関する質問

- (1) 質問書の受付  
業務仕様書等の内容に不明な点がある場合は、平成 26 年 8 月 4 日 (月) 午後 5 時までに質問事項を以下に示す提出先に電子メールで提出すること。  
様式は任意とするが、質問の担当者名と連絡先 (電話、E-Mail) を明記すること。  
なお、口頭及び電話による照会には一切応じない。  
・質問書の提出先 : 水戸市市民環境部ごみ対策課 新ごみ処理施設整備室  
(担当 : 打越, 丹治)  
E-Mail : garbage-seibi@city.mito.lg.jp
- (2) 質問回答等  
質問内容及び回答については、平成 26 年 8 月 8 日 (金) に、本市ホームページに掲載する。(URL : <http://www.city.mito.lg.jp/>)

## 11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 日程 : 平成 26 年 8 月 27 日 (水)
- (2) 場所 : 時間、場所等の詳細については別途通知する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングについては、各社 45 分 (説明 20 分、質疑応答 25 分) とする。
- (4) 説明者については、本業務を担当する管理技術者とし、会場への入室は、説明者を含む 3 名以内とする。
- (5) 説明内容については、提出した技術提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできないものとする。パワーポイントで説明

する場合、本市が用意する次の資機材により行うこととする。

机、椅子、電源、プロジェクター、スクリーン（縦1,500mm×横2,000mm）、マイク、パソコン（OS：Windows 7、マイクロソフトパワーポイント 2010）、

- (6) 説明内容については、特定テーマを対象として行うこと。  
 (7) プレゼンテーションは、非公開とする。

## 12 評価方法等

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、優先交渉者として最優秀者 1 社、次点者 1 社を選定する。

なお、評価に当たっては、学識経験者等で構成する水戸市新ごみ処理施設事業者選定評価委員会において行う。

- (2) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての業者に平成 26 年 8 月 28 日（木）に文書にて通知する。  
 (3) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。  
 (4) 評価項目及び配点は次のとおりとする。

| 評価項目    |  | 評価の着目点                            | 配点 |
|---------|--|-----------------------------------|----|
| 企業及び技術者 | ① 企業の経験及び能力  | ・同種業務の実績                          | 5  |
|         | ② 管理技術者の経験及び能力   | ・同種業務の実績<br>・実務経験年数<br>・資格、経歴等    | 5  |
|         | ③ 照査技術者の経験及び能力   | ・同種業務の実績<br>・実務経験年数<br>・資格、経歴等    | 5  |
|         | ④ 担当技術者の経験及び能力   | ・各分野（技術、財務、法務等）の専門職員の配置<br>・業務の実績 | 10 |
| 小 計     |  |                                   | 25 |
| 技術提案    | ⑤ 特定テーマ1「業務の実施方針」に関する技術提案                                | ・的確性、創造性及び実現性                     | 10 |
|         | ⑥ 特定テーマ2「業務の実施手法及び実施スケジュール」に関する技術提案                      | ・的確性、創造性及び実現性                     | 15 |
|         | ⑦ 特定テーマ3「ごみ焼却施設における複数の処理方式を公平・公正に評価するための課題、対応策等」に関する技術提案 | ・的確性、創造性及び実現性                     | 15 |
|         | ⑧ 特定テーマ4「予定価格の設定方法に関する課題、対応策等」に関する技術提案                   | ・的確性、創造性及び実現性                     | 15 |

|                  |                        |   |     |
|------------------|------------------------|---|-----|
| 小 計              |                        |   | 55  |
| プレゼンテーション及びヒアリング | ⑨ 専門技術力及びコミュニケーション能力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術力</li> <li>・質問に対する応対</li> <li>・業務への取り組み姿勢</li> <li>・業務の管理能力及び責任感</li> </ul> | 10  |
| 参考見積             | ⑩ 見積金額及び提案内容に対する見積書の構成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額及び提案内容に対する見積書の構成</li> </ul>   | 10  |
| 合 計              |                        |   | 100 |

### 13 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委託料の上限額を超えた参考見積書を提出した場合
- (4) 評価委員と不正な接触をした場合
- (5) 著しく信義に反する行為をした場合
- (6) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) その他、本要領に違反した場合

### 14 契約の締結

- (1) 最優秀者に選定された者に対し、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- (2) 最優秀者に選定された者と、提出された技術提案書の参考見積書の金額を上限として見積合せを行い、契約書の取り交わしをもって契約が成立する。
- (3) 最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。
- (4) 前金払については、「水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項」によることとする。

### 15 参考図書

以下に掲げる図書については、申し出に応じて電子データを記録したDVDを貸与する。

なお、貸与品については、技術提案書の提出期限である平成26年8月20日（水）午後5時まで返却すること。

- (1) 水戸市中間処理施設（焼却施設，リサイクルプラザ）基本計画策定業務報告書（平成21年8月）
- (2) 水戸市中間処理施設（焼却施設，リサイクルプラザ）基礎調査業務報告書（平成23年8月）
- (3) 水戸市一般廃棄物最終処分場基本計画（平成24年3月）
- (4) 新ごみ処理施設土地利用基本計画策定業務委託報告書（平成24年7月）



- (5) 水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る民間活力導入可能性調査業務報告書（平成 25 年 3 月）
- (6) 水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（平成 26 年 5 月）
- (7) 事業概要～廃棄物の減量及び適正処理の推進～平成 25 年度版【平成 24 年度実績】（平成 26 年 3 月）
- (8) 水戸市循環型社会形成推進地域計画[第 2 期]（平成 25 年 1 月，平成 26 年 1 月変更）

## 16 その他

- (1) 応募に係る経費については，全額応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については，理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 本業務の実施に当たっては，技術提案書等に記載された管理技術者，照査技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (4) 評価結果の異議申し立ては受け付けない。
- (5) 技術提案書に関する著作権については，提案者に帰属するものとする。ただし，受託候補者として特定された技術提案書及び成果品の著作権については，本市に帰属するものとする。
- (6) 提出された技術提案書等は，本市情報公開条例等に基づき，情報公開の対象となる場合がある。